

平成22年度 保育園入園のご案内

平成22年4月からの保育園入園希望児童の受付を行います。

入園を希望される方は、保育所入所申込書に必要事項を記入し、受付期間内に提出してください。

◆入所申込書配布場所

総合窓口（各庁舎）
こども課（小城市庁舎）

◆入所申込書提出先

こども課（小城市庁舎）

◆入所申込書受付期間

11月10日（火）～30日（月）
9時～17時

※12日（木）・26日（木）は20時まで受け付けます。

◆保育園とは？

保育園は、仕事・病気などの理由で、家庭において子どもを保育することができない場合に、保護者に代わってその子どもを保育する児童福祉施設です。

◆小城市内の保育園

市立	私立	定員	住所	電話番号
小城保育園		90	小城市畑田44	☎72-4307
岩松保育園		150	小城市岩蔵1941-4	☎73-3250
三里保育園		60	小城市栗原1240	☎73-3338
牛津保育園		150	牛津町柿樋瀬960-1	☎66-1022
砥川保育園		90	牛津町上砥川1413-1	☎66-0562
たちばな保育園		150	三日月町久米1200	☎73-2782
さくら保育園		90	三日月町長神田1170-1	☎73-7272
芦刈保育園		90	芦刈町三王崎345-2	☎66-4836

◆入園できる基準は？

原則として、市内に居住している世帯で児童と同居している父母等が、次のいずれかの理由により、その子どもを保育することができないと認められる場合に入園できます。
①昼間に自宅外で仕事をしている。

②昼間に自宅内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている。

③妊娠中または出産後間がないこと。

（原則として前後8週間）

④病気やケガ、又は精神・身体に障害を有している。

⑤長期にわたり病気などの状態にある同居の親族を常時介護している。

⑥火災や災害の復旧に当たっている。

⑦働く意志があり、昼間に求職活動を行っている。

⑧その他市長が入所を必要と認める場合。

◆保育料は？

児童の年齢と扶養義務者（父母等）の前年分所得税合計額（住宅取得控除前）等で算定を行います。同一世帯から2人以上の入所児童がいる場合は、保育料の軽減があります。

【問合せ】こども課

保育幼稚園係（小城市庁舎）
担当 野口・南里

☎73-8821

平成22年度小城市立 幼稚園児募集案内

平成22年4月入園希望の児童を11月より募集します。

◆入園願書受付期間

11月10日（火）～30日（月）

◆園児募集幼稚園

・晴田幼稚園（小城市）
・三日月幼稚園（三日月町）
・芦刈幼稚園（芦刈町）

各幼稚園の募集人数は11月5日号の市報でお知らせします。入園願書は各幼稚園及び各庁舎（小城市庁舎・三日月庁舎・牛津庁舎・芦刈庁舎）総合窓口で配布します。

◆入園料・保育料 ※注

・入園料 3,000円
・保育料 月額7,100円
（給食費等、別途必要）
※注 入園料、保育料は来年度より下図のとおり改定になります。

区分	入園料	保育料（月額）
平成22年度	3,000円	7,100円
平成23年度	4,000円	8,500円
平成24年度以降	5,000円	10,000円

【問合せ】こども課

保育幼稚園係（小城市庁舎）
担当 橋間

☎73-8821

市内私立幼稚園の案内

小城市幼稚園

小城市 170-12
☎72-3221

牛津幼稚園

牛津町牛津563
☎66-0347

入園を希望される方は、直接お問合せください。

浄化槽を使用中の方へ

浄化槽は微生物の働きで汚れた水をきれいにします。微生物が活動しやすいよう使用上の注意を守り、適正な維持管理を行いましょう。

使用上の注意

- ◆ トイレの洗浄水は十分にし、トイレトペーパー以外の異物は流さない
- ◆ 便器の掃除には微生物に影響する薬剤を使用しない
- ◆ 台所からの天ぷら油などは流さない
- ◆ 浄化槽の電源は切らない

定期的な維持管理

- ◆ 保守点検
浄化槽の点検・補修や消毒剤の補給など。浄化槽の保守点検は専門的な知識が必要ですので浄化槽保守点検業者に委託することが出来ます。
- ◆ 清掃
年1回ほど浄化槽の槽内にたまった汚泥を抜き取る。清掃については浄化槽清掃業者が行いますので許可業者に委託してください。

◆ 法定検査

年1回ほど浄化槽の機能が正常に維持されているか確認する検査を実施。県の指定検査機関である財団法人佐賀県環境科学検査協会の検査を受けてください。

【問合せ】佐賀県浄化槽普及促進協議会（佐賀県下水道課） ☎25-7185

合併処理浄化槽補助金制度

小城市内で公共下水道及び農業集落排水事業の認可区域外の区域における合併処理浄化槽の新設工事費、又は、くみ取りトイレや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切換工事費に対して補助金が交付されます。対象区域、交付金額等については、必ず下水道課で確認をお願いします。なお、平成21年度における予算範囲内の残基数及び受付締切日は次のとおりです。

◆ 予算残基数

（平成21年9月30日現在）

45基（5人槽～10人槽）

◆ 受付締切日 12月28日（月）

【問合せ】下水道課 管理係 担当 上野 ☎63-8827

自動車生活をもっと便利に



障がい福祉係からのお知らせ

障がい者の高速道路及び有料道路通行料金割引のお知らせ

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、高速道路や県内の有料道路の通行料金が割引になります。

※高速道路及び有料道路を利用される前に手続きが必要です。

◆ 手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳
- ・ 車検証
- ・ 免許証

（身体障害者の第2種所持者）
・ ETCカード
（ETC利用の場合）

・ ETC車載器セットアップ
申込書等（ETC利用の場合）

◆ 有効期限

・ 2年間

（2回目の誕生日まで有効）

※現在、割引証明を受けられている方は、有効期限の2ヶ月前から手続きが行えます。

パーキング・

パーミット制

歩行が困難な障害者の方などを対象に外出先（公共施設や商業・飲食施設など）での駐車スペースを確保するための制度があります。

◆ 対象

・ 身体に障害があり、歩行が困難な方

・ 高齢者で歩行が困難な方

・ 難病などにより歩行が困難な方

・ 一時的に歩行が困難になった方（妊産婦、けがをしてる方など）

◆ 利用方法 利用証の交付を受ける必要があります。

【申込み】

佐賀県 地域福祉課
☎25-7053
佐賀中部保健福祉事務所
☎30-3600

※事前に問合せください。

【問合せ】福祉課

障がい福祉係（三日月庁舎）
担当 嘉村
☎73-8820

住宅手当緊急特別措置事業のお知らせ

◆「住宅手当緊急特別措置事業」とは？

平成21年10月より、離職者であつて就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅手当を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

◆対象

申請時に以下の要件全てに該当する方。

- ① 2年以内に離職した方
- ② 離職前に自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- ③ 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方
- ④ 住宅を喪失している方又はおそれのある方（喪失するおそれのある方は左記⑤及び⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方）

⑤原則として収入のない方。一時的な収入がある場合には、生計をひとする同居の親族の収入の合計が次の金額以下であること。

単身世帯 8.4万円

複数世帯 17.2万円

⑥生活をひとする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。

単身世帯 50万円

複数世帯 100万円

⑦国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付又は給付（離職安定資金融資等）、自治体が実施する類似の貸付又は給付等を受けていない方。支給期間は最長で6月間です。

なお、この手当は入居住宅の貸主等に振り込まれることとなります。手当て支給期間中は、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。詳しくはお問合せください。

【問合せ】 福祉課

地域福祉係（三日月庁舎）

担当 水田・桑原

☎ 73-8825

戦没者のご遺族の皆様へ

第9回特別弔慰金の請求を受け付けています。

戦没者の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日～平成21年3月31日の間において、公務扶助料や遺族年金等を受けける方（戦没者等の妻や父母等）が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において前記年金給付受給権者がいない場合に、第9回特別弔慰金として額面24万、6年償還の記名国債をご遺族の一人に支給されます。

まだ請求がお済みでない方など、詳しくはお問合せください。

◆請求期間

平成21年4月1日～

平成24年4月2日まで

【問合せ】 福祉課

地域福祉係（三日月庁舎）

担当 力武

☎ 73-8825

有明海への水草・ゴミの流出防止にご協力ください

農業用水路・クリーク等の水落しについては、ノリ採育苗苗期に集中しないよう計画的分散放流をお願いします。

水落しの際には、ホテイアオイ等の水草が河川等に流出しないように適切な樋門操作をお願いします。

※10、11月は、ノリの採育苗期です。



【問合せ】

有明海漁協芦刈支所

☎ 66-11225

農林水産課 農林水産係

(芦刈庁舎)

担当 金丸・納富

☎ 63-8820

あなたも農業を始めてみませんか！

11月は「新規就農の推進強化月間」です。市では、これから農業を始めようとする方を応援しています。

本格的に農業を始めようという方はもちろん、農業経験がなくても興味があり将来農業を始めたいとお考えの方からの相談も、お待ちしております。

主な推進作物は、アスパラガス・イチゴ・タマネギです。その他の作物でもお気軽にご相談ください。



【問合せ・就農相談窓口】

農林水産課 農政企画係

(芦刈庁舎)

担当 今泉・西村

☎ 63-8820